

- (3) その他
受験申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。
- 5 合格者の発表等
 - (1) 学科試験の合格通知
学科試験の合格者に対しては、昭和41年5月上旬に書面で通知する。
 - (2) 技能検定合格者の発表
技能検定の合格者の氏名を昭和41年5月上旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。
- 6 その他
2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働政策安定課に問い合わせること。

正 誤

昭和四十一年一月十一日付け鳥取県告示第四号中次の箇所が誤りがあるので、訂正する。

- 頁段行 二下五 立木の伐採の限度 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(日・休日は、当日の翌日)

目次

- 示 指名競争入札に参加する者に必要な資格等
解除予定の保安林にする旨の通知
木材業者及び製材業者の登録
- 示 鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 示 鳥取県立高等学校立高等学校生徒募集定員
- 示 昭和四十一年度鳥取県立高等学校入学選抜実施要項の一部改正
- 示 昭和四十一年十二月二十日付け鳥取県公安委員会告示第二十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第四十七号

昭和四十一年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供について県が行なう指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手續、方法等について、次のとおり定めたとの告示する。

昭和四十一年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行なつた審査の結果に基づき、契約の種類に応じて契約の予定金額に対応させて定めた資格とする。

- 一 資格審査願提出前二ヶ年間の各事業年度における製造高又は売買高及び収入高
- 二 従業員の数
- 三 資本の額
- 四 営業年数
- 五 機械装置及び車両運搬具等の保有量
- 六 流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)
- 七 資格審査の方法及び手續
- 八 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願(様式第一号)を昭和四十一年三月三十一日までに県出納室に提出しなければならない。ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

九 願書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、印刷、工用材料販売、清掃、測量設計、採石又は測量に係る業を営む者以外の者で、昭和四十年度の資格を得るために提出した指名競争入札参加資格審査願の記載事項に著しい変動のないものについては、経営業績調査を添付すれば足りる。

- イ 経営業態調査(様式第二号)
 - ロ 営業用機械器具調査(様式第三号)
 - ハ 貸借対照表(資格審査願提出前一ヶ年の事業年度分のもの)(様式第四号)
 - ニ 資格審査願提出前一ヶ年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)又は鳥取県の県税(事業税に限る。)及び自動車税の納税済みを証する書面
 - ホ 営業証明書(法人にあつては法人登記の簿本、個人にあつては市町村長の証明書)
 - ヘ 営業に必要な許可又は認可等を得たことを証する書面
 - ト 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書面
 - チ 印鑑証明書
 - リ 採石業を営む者は、前年度に鳥取県に納入した実績(金額)を証する書面
- 三 資格審査の結果の通知
資格審査の結果、資格が決定したときは、その旨を本人に通知する。
- 四 資格の有効期間
一による資格の有効期間は、昭和四十一年度限りとする。ただし、昭和四十二年度の指名競争入札に参加するために必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第一号

指名競争入札参加資格審査願

年 月 日

町長 氏名

住所 電話番号

氏名

貸 借 対 照 表
(詳細は審査願書参照)

製造の請負
物件の売買
役務の提供
被委託を承えてお願いします。
なお、この審査願のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

店舗の所在(名称)

営業所の位置(略図)

注 用紙の大きさは、日本工業規格JIS 5とする。

様式第二号

経 営 業 態 調 査

氏名

年 月 日

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 営業種目

(4) 創業年数(創業設立)

(5) 前年度(創業前)

(6) 役員

(7) 従業員数

(8) 資本金

(9) 負債

(10) 純資産

(11) 売上高

(12) 経常利益

(13) 支払手帳

(14) 貸借対照表

(15) 納税証明書

(16) 営業証明書

(17) 許可認可

(18) 禁治産者

(19) 破産者

(20) 復権者

(21) 採石業

(22) 実績

(23) 金額

(24) 納税済み

(25) 市町村長

(26) 証明書

(27) 必要

(28) 許可

(29) 認可

(30) 得た

(31) ことを

(32) 証する

(33) 書面

(34) 禁治産者

(35) 及び

(36) 準禁治産者

(37) 並びに

(38) 破産者

(39) で

(40) 復権を得ない

(41) 者でない

(42) ことを

(43) 確認する

(44) ことができる

(45) 書面

(46) 印鑑

(47) 証明書

(48) 採石業

(49) を

(50) 営む

(51) 者は

(52) 前年度に

(53) 鳥取県に

(54) 納入した

(55) 実績

(56) (金額)

(57) を

(58) 証する

(59) 書面

(60) 資格審査の結果

(61) 資格が

(62) 決定した

(63) ときは

(64) その旨を

(65) 本人に

(66) 通知する。

(67) 資格の有効期間

(68) 一による

(69) 資格の有効期間は

(70) 昭和四十一年度限りとする。

(71) ただし

(72) 昭和四十二年度の

(73) 指名競争入札に参加するために

(74) 必要な

(75) 資格が

(76) 決定される

(77) までの間は

(78) 引き続き

(79) 効力を有するものとする。

第 四四号	大字宮の前
第 四五号	大字天万
第 四六号	大山町佐摩
第 四七号	末長
第 四八号	坊領
第 四九号	中山町塩津
第 五〇号	大山町坊領
第 五一号	米子市新印二五六一六
第 五二号	西伯郡伯仙町尾高
第 五三号	福万
第 五四号	中山町下甲
日製第一一号	七、五日野郡日野町黒坂
第一二号	八、九、上菅
第一三号	一九、日南町生山
第一四号	二八、江府町江尾
米製第五五号	一一、一、西伯郡会見町田住
第五六号	米子市諏訪七七
第五七号	西伯郡岸本町吉長五四
第五八号	二四、米子市祇園町二丁目一九
第五九号	米子市三丁目八〇
第六〇号	米子市三丁目八〇
第六一号	米子市三丁目八〇
第六二号	米子市三丁目八〇

新井製材株式会社取締役社長	新井和一郎
大山製材組合組合長理事	伊沢百伸
春日製材組合代表社員	藤野正
和田建設有限会社社長	和田三郎
有限会社藤本組代表取締役	藤本一
田丸木材株式会社取締役社長	田丸善久治
有限会社塩谷ボードヤンク代表取締役	塩谷和彰
米子木材株式会社取締役社長	塩谷為吉
塩谷林業株式会社取締役社長	塩谷為吉

第七一号	一、五〇三
第七二号	米子市三丁目八〇
製材業者	
登録番号	登録年月日
第四一四号	昭和四〇、七、二
第四二二号	六
第四三三三	大字中河原
第四四四	大字町原
第四五五	三〇 鳥取市北本寺町一
第四六六	一一、一〇 気高郡青谷町大字紙屋
第四七七	一〇、二七 東伯郡三朝町大字六嶋
第四八八	二八 倉吉市上井
第四九九	三〇 福古町一、四〇四一三
米製第三五五	七、二四 西伯郡西伯町大字落合
第三六六	八、二 大字東上
第三七七	大字絹原
第三八八	大字福成
第三九九	大字絹原
第四〇〇	大字法勝寺
第四一一	一〇 会見町大字天万
第四二二	大字藤木
第四三三	大字藤木

米子木材株式会社取締役社長	塩谷 為吉
有限会社塩谷ボードヤンク代表取締役	塩谷 和彰
氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名	
米田五一郎	米田五一郎
林 久雄	林 久雄
村尾 善	村尾 善
谷口 備男	谷口 備男
佐々木商事株式会社取締役社長	佐々木丈夫
有限会社宮脇木工所代表取締役	宮脇 清雄
株式会社矢田貝林業社長	矢田貝重由
生田 善治	生田 善治
谷田 満光	谷田 満光
龜田 久切	龜田 久切
大崎 勉	大崎 勉
龜尾 忠治	龜尾 忠治
富永 隆興	富永 隆興
鹽田 隆興	鹽田 隆興
藤井 龜雄	藤井 龜雄

全日制課程	日野産業高等学校	全日制課程	農業学科	生活科	40	日野郡日野町黒坂一、一〇九
	日野産業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	40	
全日制課程	根 剛高等学校	全日制課程	家庭学科	家庭科	50	日野郡日野町根剛字中皿三三八
			普通学科	普通科	200	
全日制課程	境港工業高等学校	全日制課程	工業学科	電子科	40	境港市竹内町九二五
			工業学科	電気科	40	
全日制課程	境水産高等学校	全日制課程	水産学科	機械科	80	境港市上通町二、〇六四
			水産学科	無線通信科	40	
全日制課程	境 高等学校	全日制課程	家庭学科	家庭科	50	境港市上通町八二一
			普通学科	普通科	300	
全日制課程	法勝寺高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	150	西伯郡西伯町法勝寺とかまえ
			普通学科	電気通信科	40	
全日制課程	米子工業高等学校	全日制課程	工業学科	工業化学科	80	米子市博勢町四丁目三三〇
			工業学科	土木科	40	
全日制課程	米子 高等学校	全日制課程	普通学科	電気科	80	米子市博勢町一丁目一〇三
			普通学科	普通科	350	
全日制課程	米子 高等学校	全日制課程	家庭学科	家庭科	100	米子市長砂町一八八
			農業学科	農業科	40	
全日制課程	米子 高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	200	境港市竹内町五五五
			商業学科	商業科	50	

八、四二〇人

全日制課程	食古産業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	40	食古市上井町四三〇
	食古産業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	150	
全日制課程	食古工業高等学校	全日制課程	工業学科	機械科	80	食古市小田字下前田二〇四の五
			工業学科	電子科	40	
全日制課程	由良育英高等学校	全日制課程	普通学科	工業化学科	40	東伯郡大栄町由良宿一、六〇八
			普通学科	普通科	300	
全日制課程	赤 崎高等学校	全日制課程	家庭学科	家庭科	100	東伯郡赤碓町赤碓一、九五七の二
			普通学科	普通科	50	
全日制課程	愛良農林高等学校	全日制課程	農業学科	農業科	40	西伯郡江町今津二八六
			農業学科	農業科	40	
全日制課程	米子 東高等学校	全日制課程	普通学科	生活科	40	米子市勝田町一〇七
			普通学科	普通科	500	
全日制課程	米子 西高等学校	全日制課程	家庭学科	家庭科	100	米子市博勢町一丁目一〇三
			普通学科	普通科	350	
全日制課程	米子 南高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	200	米子市長砂町一八八
			商業学科	商業科	50	

鳥取西高等学校	定時制課程	普通学科	普通科	五〇	鳥取市東町二丁目一二
鳥取東高等学校	定時制課程	商業学科	商業科	五〇	鳥取市加太二二
倉吉東高等学校	定時制課程	普通学科	普通科	四〇	倉吉市堀町二丁目二〇一
米子東高等学校	定時制課程	商業学科	商業科	五〇	米子市勝田町一〇七
境高等学校	定時制課程	普通学科	普通科	四〇	境港市上道町八二一
日野東高等学校 大戸分校	定時制課程	農業学科 生活科	農林科 生活科	四〇	日野郡日南町大戸一、一六四の一
合計				三六〇 八、七八〇	

鳥取県教育委員会告示第八号

昭和四十一年度鳥取県立高等学校入学選抜実施要項(昭和四十年十二月鳥取県教育委員会告示第二十八号)の一部を次のように改正する。
昭和四十一年二月四日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田 大吉

三 出願手続

一 出願者 出願者は、鳥取県立高等学校通学区に属する規則(昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号)に定める通学区に属する者である。

二 出願期間 出願期間は、第一志望校の校長に様式第三号による調査書を提出しなければならない。

三 出願場所 出願期間は、第一志望校の校長に様式第三号による調査書を提出しなければならない。

四 出願期間 出願期間は、第一志望校の校長に様式第三号による調査書を提出しなければならない。

五 第一志望校の校長は、調査書を受け付けたときは、様式第三号による受検証を交付しなければならない。

六 出身中学校の校長は、出願期間内に、第一志望校の校長に様式第三号による調査書を提出しなければならない。

この場合において、農業学科のうち、自営者養成に関する科(農業、農林、園芸、畜産又は農業機械)を志願する者に係る調査書の提出については、様式第四号による家庭状況調査書を併せて提出しなければならない。

七 出願期間及び受付場所

八 出願期間 持参する場合、昭和四十一年二月十四日(月)から昭和四十一年二月二十一日(月)十二時までのうち、毎日九時から十七時まで(日曜日を除き、土曜日は十二時まで)とする。

九 郵送の場合は、昭和四十一年二月二十日(日)までの消印のあるものに限り、

十 受付場所 各第一志望校(分校の場合は、本校)

十一 志願変更 志願者は、調査書受付しめきり後において、他の学校課程、学科、科に志願先の変更(第二志望を含む。)する時は、一回に限り志願変更受付期間内においてこれを行なうことができるものとし、その取り扱いは次のとおりとする。

十二 志願変更手続

十三 志願先の変更を希望する者は、様式第七号による志願変更願にさ

はならない。

十四 学区認定並びに学区外及び県外志願者の取扱については、別に定める。

十五 志願者は、希望により第一志望のほかは第二志望として他の学校、課程及び学科を出願することができるが、同時に二以上の学校を第一志望校として出願することはできない。

十六 志願者は、様式第一号による入学志願書に必要な事項を記入のうえ、入学選抜手数料として三百五十円に相当する額の鳥取県収入証紙を貼りつけ(消印をしてはならない。)出身中学校を經由して、出願期間内に第一志望校の校長に提出しなければならない。

十七 交付を受けた受検証と、新たに作成した入学志願書(志願学校欄は、記入しない。)を添えて、在学又は出身中学校長に申し出て、中学校長はこれを取りまとめ、さきに提出した高等学校校長に提出する。

十八 志願変更願を受理した高等学校校長は、これと引き換えに、様式第八号による志願変更許可書を交付すると共に次のとおり関係書類を中学校長に返付する。

(1) さきに受理した入学志願書(収入証紙に消印済)は取りはずして保管する。

(2) 志願変更願に添えて新たに提出された入学志願書に様式第九号による印を押印し、山の入学志願書に添付されていた関係書類を中学校長に返付する。

(3) 入学志願書の返付を受けた中学校長は、調査書の必要な事項の変更訂正及び押印(署名印と同一印)を志願者に行なわせ、志願変更許可書を添えて再志願の高等学校校長に提出する。

(4) この場合入学選抜手数料は再納付を必要としない。

(5) 再出願を受けた高等学校校長は、(2)による志願変更許可書を確認するとともに書類を審査のうえ、様式第二号による受検証を交付しなければならない。

十九 志願変更受付期間

二十 持参するものとし、昭和四十一年二月二十二日(火)から昭和四十一年二月二十五日(金)十二時までのうち、毎日九時から十七時までとする。

二十一 この場合郵送は認めない。

九の2中「三の出願手続」を「三の出願要領」に改める。
 様式第六号の次に次の「様式第七号」、「様式第八号」及び「様式第九号」を加える。

様式第七号

志願変更願	記
出身中学校名	高等学校 課程 学科 科
現住所	受検票番号 第 号
本人氏名	昭和 年 月 日
保護者氏名	本人氏名
	保護者氏名
	中学校長
	市町村教育委員会
	昭和 年 月 日
	本人氏名
	保護者氏名
	中学校長
	市町村教育委員会

私は、下記のとおり貴校に出願いたしましたが、都合により志願変更したいので許可するようお願いいたします。

上記のことは適当と認めます

様式第八号

志願変更許可書	記
出身中学校名	高等学校 課程 学科 科
現住所	受検票番号 第 号
本人氏名	昭和 年 月 日
保護者氏名	高等学校長

上記の者は、下記のとおり出願していたが、志願変更の願い出があつたのでこれを許可する。

様式第九号

収入印 入票手数料 日付 学校名	3.10
---------------------------	------

正

誤

昭和四十年十二月二十日付け鳥取県公安委員会告示第二十六号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁

七下欄

九四行

十一

車両の通行を禁止する。
 救急自動車

大字郡家七五番地の三地先十字路

車両の駐車を禁止する。
 緊急自動車

大字郡家七五番地の三地先十字路

